



各 位

平成 30 年 2 月 15 日

会社名 東洋ゴム工業株式会社
コード番号 5105
代表者名 代表取締役社長 清水 隆 史
問合せ先 取締役 常務執行役員 櫻 本 保
TEL (072) 789-9100

特別損益及び米国税制改革法の成立による影響の発生並びに

平成 29 年 12 月期 個別業績と前期実績値との差異に関するお知らせ

平成 29 年 12 月期（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）の決算において、下記のとおり特別損益及び米国税制改革法の成立による影響が発生いたしますので、その概要をお知らせするとともに、平成 29 年 12 月期（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）の個別業績と、前期実績値との差異について、あわせてお知らせいたします。

記

1. 特別損益の発生及びその内容並びに米国税制改革法の成立による影響

(1) 特別利益の発生及びその内容

平成 29 年 7 月 28 日付「当社化工品事業（一部を除く）の譲渡について」及び「硬質ウレタン事業の譲渡に伴う吸収分割及び子会社株式の譲渡に関するお知らせ」並びに平成 29 年 12 月 27 日付「当社化工品事業（一部を除く）の譲渡完了に関するお知らせ」及び「硬質ウレタン事業の譲渡に伴う吸収分割及び子会社株式の譲渡完了に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社はダイバーテック事業セグメントの化工品事業（建築用免震ゴム事業を除く）及び硬質ウレタン事業を譲渡いたしました。

その結果、事業譲渡益 4,267 百万円を特別利益として計上しており、その内訳は次のとおりであります。

関係会社株式売却益及び関係会社出資金売却益	5,912 百万円
固定資産売却損益	10 百万円
工場の改修費用	△472 百万円
従業員退職関係費用	△1,182 百万円
合計	4,267 百万円

(2) 特別損失の発生及びその内容

平成 27 年 12 月期において、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実及び建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明しました。

当第4四半期決算において、状況が進捗し算定可能となったことにより、交換用の免震製品代金や改修工事費用117億16百万円、補償費用等12億円、諸費用13億33百万円（主として、免震ゴムの交換用設備に係る費用等約9億円、免震ゴム対策本部人件費等約4億円）を計上した結果、186億37百万円（製品補償対策費49億45百万円、製品補償引当金繰入額136億91百万円）を特別損失として計上しております。

現時点で合理的に金額を見積もることが困難なもので、今後発生する費用（主として、営業補償や遅延損害金等の賠償金、追加で判明する改修工事費用の金額が既引当額を超過する場合の費用等）がある場合には、翌年度以降の対処進行状況等によって、追加で製品補償引当金を計上する可能性があります。

(3) 米国税制改革法の成立による影響

平成29年12月22日に、米国において米国税制改革法「The Tax Cuts and Jobs Act of 2017」が成立し、平成30年1月1日より、当社の米国連結子会社に適用される連邦法人税率が現行の35%から21%に引き下げられることとなりました。この結果、米国連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の再測定により、平成29年12月期の決算において、親会社株主に帰属する当期純利益が5,268百万円増加しております。

2. 平成29年12月期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）の個別業績と前期実績値との差異

(1) 個別業績と前期実績値との差異

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益 (円 銭)
前期(平成28年12月期)実績 (A)	207,420	29,739	29,033	△20,366	△160.37
当期(平成29年12月期)実績 (B)	218,678	29,008	29,660	9,680	76.23
増減額(B-A)	11,258	△731	627	30,046	—
増減率	5.4%	△2.5%	2.2%	—%	—

(2) 差異の理由

上記1.(1)における事業譲渡益の計上並びに1.(2)における製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額が前期実績値を下回ったために、当期純利益は前期実績値を上回ることとなりました。

以 上